

最高裁秘書第4016号

令和3年12月27日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書の開示についての通知書

令和3年10月1日付け（同月4日受付、第030548号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

裁判官ハンドブック抜粋（片面で4枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

## 4 休暇・休業

---

### 2 主な特別休暇

#### ○短期介護休暇

親族を介護するため年に5日間取得できる。※制度一覧参照

#### 4 介護休暇

親族を介護するため通算6か月までの3回以下の期間（指定期間）内において取得できる。短期介護休暇と異なり、介護休暇期間中は、無報酬となる。

※制度一覧参照

## 仕事と家庭生活の両立のための制度一覧

休暇等	期間等	留意事項等
-----	-----	-------

短期介護 休暇	(期間) 1年（1月1日から12月31日まで）に5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間。 (休暇の単位) 1日	* 要介護者の介護を必要としている状態が2週間以上引き続いている場合において、要介護者の介護及び要介護者の必要な世話をするために認められる休暇。要介護者の必要な世話だけを行う場合にも認められる。 * 裁判官の他に要介護者の介護等を現に行っている裁判官がいる場合には、短期介護休暇は認められない。 * 休暇の請求のたびに「要介護者の状態等申出書」を提出する。
	(期間) 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごと（傷病の種類、数、年齢を問わず、要介護状態にある者が日常生活を営めないような状態が引き続いている間ごとという趣旨である。）に、通算6か月までの3回以下の期間（指定期間）内において必要と認められる期間 (休暇の単位) 1日	* 要介護者の介護を必要としている状態が2週間以上引き続いている場合において、裁判官以外に当該要介護者を介護する者がいない場合に介護休暇を取得することができる（1～2日程度で治る風邪等のようなく短期間の看護のためには、介護休暇は利用できない。）。 * 休暇の請求は「あらかじめ」行う必要があり、事後の請求は認められない。 * 休暇の事由を確認するための証明書の提出が必要な事案はそれほど多くないものと考えられるから、証明書の提出を求めないのが原則的運用となろう。 * 勤務しない日につき、給与額を減額する。なお、介護休暇開始の日から3か月を超えない期間、共済組合に対して介護休業手当金請求書を提出することにより、介護休業手当金として標準報酬の日額の40%に相当する金額（雇用保険給付相当額を超える場合にはその額。）が支給される。